

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

— 異本注記の有無について — (十二)

小林 恭治

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

—異本注記の有無について— (十二)

本稿は左記の拙論の続編である。

- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (二)〕
〔鶴見大学紀要〕第47号 第一部 日本語・日本文学編 平成22年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (二)〕
〔鶴見大学文化研究所紀要〕第15号 平成22年4月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (三)〕
〔鶴見大学紀要〕第48号 第一部 日本語・日本文学編 平成23年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (四)〕
〔鶴見大学紀要〕第48号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成23年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (五)〕
〔鶴見大学紀要〕第49号 第一部 日本語・日本文学編 平成24年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (六)〕
〔鶴見大学紀要〕第49号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成24年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (七)〕
〔鶴見大学紀要〕第50号 第一部 日本語・日本文学編 平成25年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (八)〕
〔鶴見大学紀要〕第50号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成25年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (九)〕
〔鶴見大学紀要〕第51号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成26年3月
- ・〔西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏 —異本注記の有無について— (十)〕
〔鶴見大学紀要〕第52号 第四部 人文・社会・自然科学編 平成27年3月

43、「クイ本」(26才)

資料 B-54

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
 ④ ナラム ⑤ ハヤク ⑥ カクル ⑦ シル ⑧ シノフ ⑨ クイ ⑩ 正 ⑪ 首	 ① 莫南反 ② ハルカナリ ③ トラシ ④ ハルカナリ ⑤ ト小シ ⑥ コトナラ▲ ⑦ ハカク ⑧ カクル ⑨ シル ⑩ シノク	 ① 莫南人 ② ト小シ ③ ハルカナリ ④ カクル ⑤ コトナラム ⑥ ハカク ⑦ シルシ ⑧ ノフ ⑨ クイ本	 ① 莫南又 ② コトナラム ③ ハカクシル ④ トホシ ⑤ ハルカナリ ⑥ カクル ⑦ シノフ ⑧ 正 ⑨ 首
上5才	26才	26才	仏上47

資料 B-54 の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表 B-54-a に観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

小林 恭 治

表 B-54-a

観智院本	西念寺本	高山寺本	鎮国守国神社本
①莫角又 ②コトナラム ③ハカクシル	①莫角人 ⑤コトナラム ⑥ハカク ⑦シルシ	③莫角反 ⑥コトナラ▲ ⑦ハカク ⑨シル	①莫角反 ④「ナラム ⑤ハヤク ⑦シル
④トホシ ⑤ハルカナリ ⑥カクル ⑦シノフ	②トホシ ③ハルカナリ ④カクル ⑧ノフ ⑨クイ本	④ハルカナリ ⑤トホシ ⑧カクル ⑩シノク	②ハルカナリ ③トラシ ⑥カクル ⑧シノフ ⑨クイ
⑧正 ⑨音	⑩正 ⑪谷	①中正 ②下倍	⑩正 ⑪音

表 B-54-a を見ると、西念寺本の第 1 番目の標出漢字「邈」の⑨「クイ本」という注記が観智院本に見えないことがわかる。

資料 B-54 に示した西念寺本の記載状況において、⑨「クイ本」は、左隣の⑧「ノフ」の「フ」字に寄り添うように記されているように見えるところから、⑨「クイ本」は⑧「ノフ」の「フ」字に対して付された異本注記であるかのようには思われるが、西念寺本の⑧「ノフ」については、表 B-54-a によって、他の写本の状況を確認すると、観智院本⑦「シノフ」、高山寺本⑩「シノク」、鎮国守国神社本⑧「シノフ」とあり、西念寺本のみ冒頭に「シ」字を欠き、また、高山寺本のみ、末尾を「ク」としていることがわかる。そこで、次の二つの疑問が生ずる。

- 「疑問 1」西念寺本の⑧「ノフ」は、冒頭に『シ』字が欠けているのではないか。
- 「疑問 2」西念寺本の⑧「ノフ」の「フ」は、本来『ク』であったのではないか。

以下、右の二点について考察するが、その前提として、本稿においては、資料 B-54 に示した各写本における三つの標出漢字については、現代における『邈』字と異体字の関係にあるものと考えられる立場であることを、予め述べておく。これは、字訓注記として推測される候補の条件を『邈』字の字義の範囲内とするためである。

さて、「疑問 1」として、西念寺本の⑧「ノフ」に対して、その他の三写本

が冒頭に「シ」を有する三文字の注記「シノフ」もしくは「シノク」であることから、西念寺本の方が誤りで、⑧「ノフ」は、その冒頭に『シ』字を欠いているのではないかという疑いについては、例えば、西念寺本の⑧「ノフ」の「フ」が、本来、濁音を示したもので、「伸」もしくは「延」の意を示したものであれば、右に想定したように、資料 B-54 に示した三つの標出漢字が『邈』字に關係する場合、⑧「ノフ」も『邈』字の訓としては考えられなくもない。しかし、ここで、西念寺本において、⑧「ノフ」の直前に記されている⑦「シルシ」について考えると、⑦「シルシ」という訓は、『邈』字の訓としては難しいのではないかと思われる。

そこで、表 B-54-a を見ると、西念寺本の⑦「シルシ」に相当すると思われる注記が、高山寺本は⑨「シル」、鎮国守国神社本も⑦「シル」とあることから、西念寺本の⑦「シルシ」は誤りで、本来は、その末尾の「シ」字がない『シル』という注記だったのではないかと考えられる。

とすれば、西念寺本において、末尾の「シ」字が蛇足となっている⑦「シルシ」と、冒頭に『シ』字が欠けている⑧「ノフ」が連続して記されている「シル・シ・ノフ」の文字列は、本来、『シル』と『シノフ』と解すべきものであったと考えられる。

次に「疑問 2」であるが、表 B-54-a において、観智院本で⑦「シノフ」、鎮国守国神社本で⑧「シノフ」とあることに対して、右の考察により、西念寺本の⑧「ノフ」が『シノフ』であったとすると、高山寺本のみ、⑩「シノク」とあり、末尾を「ク」としていることになる。しかし、資料 B-54 に示したように、高山寺本の⑩「シノク」の各文字に声点(註)が付されていることは、やはり優先されなければならないと思われるので、高山寺本の⑩「シノク」の方が正しいものと考えられる。

ゆえに、本来『シノク』とあった記述が、恐らくは、カタカナの『ク』と『フ』における字画の類似により、『シノフ』と誤記されるようになったものと思われる。

観智院本で⑦「シノフ」、鎮国守国神社本で⑧「シノフ」とあることからすれば、『シノク』が『シノフ』と記されるようになった後で、西念寺本において、⑦「シルシ」と⑧「ノフ」のように誤解されるような状況が生じたものと思われる。

本稿筆者が、表 B-54-a の作成にあたり、西念寺本の「シル・シ・ノフ」の文字列を⑦「シルシ」と⑧「ノフ」と判断したのは、標出漢字の字義を考慮

資料B-55

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>這</p> <p>上彦又章石反 ハビイル フム イトモリ ムカフ ウツス ヲハフ</p> <p>上5オ</p>	<p>這</p> <p>音彦又章 石反倍遮音 ハフハビイル</p> <p>フム イトモリ イトモリ ムカフ ウツス</p> <p>26オ</p>	<p>這</p> <p>上彦又章石反 ケフア コトモリ フクワル ハフ</p> <p>ハツ イトモリ フム</p> <p>26オ</p>	<p>這</p> <p>上彦又章石反 フム イトモリ イトモリ ムカフ ウツス ヲハフ</p> <p>仏上47</p>

44、「ルイ」(26オ)

せずに、視覚的な記載状況のみで判断したことが理由である。そのため、そのままでは、西念寺本の⑨「クイ本」は⑧「ノフ」の「フ」字に対して付された異本注記であるかのように思われてしまうのであるが、右に考察したように、それは誤りで、西念寺本の⑧「ノフ」は、本来、『シノフ』と解すべきもので、西念寺本の⑨「クイ本」は、『シノフ』の『フ』が異本では『ク』と記されている」の意を示していたものと考えられる。そして、西念寺本の異本の内容は、高山寺本の記述と一致するということになる。

ところで、例えば、資料B-54に示した西念寺本の冒頭の注記における①「莫甬人」、②「ト小シ」、③「ハルカナリ」の記載状況が、一見すると、「莫」「甬人ト」「小シハルカナリ」と分かち書きされているように見えるところからすれば、現西念寺本の書写者は、少なくとも、この「趣」項目の転写においては、記載内容の意味までは考慮していなかったのではないかと疑われる。

その原因については、転写時の底本の記述が正常であった場合には、学識不足だったのかもしれないし、底本においてすでに渾沌としていたのではあれば、訂正の労を惜しんで、それをそのまま機械的に作業をしたのではないかと想像されるが、そうした西念寺本の「趣」項目の注記の記載状況が渾沌としてしまった理由については、また、別の機会に譲ることとする。

表B-55-a

観智院本	西念寺本	高山寺本	鎮国守国神社本
<p>①上彦 ②又章石反 ③倍遮音 ④ハフ ⑤ハビイル ⑥イトモ ⑦フム ⑧イフコト ⑨イトモリ ⑩ムカフ ⑪ウツス ⑫ハツス ⑬ヨハウ</p>	<p>①上彦 ②又章石人 ③倍遮音 ④ハフ ⑤ケフ ⑥コト、モリ ⑦ムカフ ⑧ウツ爪 ⑨ハツス ⑩ハフ</p>	<p>①音彦 ②又章石反 ③倍遮音 ④ハフ ⑤ハビイル ⑥イトア ⑦イトア ⑧イフコト ⑨イトア ⑩ムカフ ⑪ウツス ⑫ハツス ⑬チハフ</p>	<p>①上彦 ②又章石反 ③遮音 ④ハフ ⑤ハビイル ⑥イトア ⑦イトア ⑧フム ⑨イトモリ</p>

表B-55-aを見ると、西念寺本の標出漢字「這」の⑫「ルイ」が観智院本に見えないことがわかる。この西念寺本の⑫「ルイ」は高山寺本、鎮国守国神社

資料B-55の項目は注記数が多いので、次に示すように各写本における注記の配列順に①②……の番号を付し、それに基づいて、表B-55-aに観智院本の配列順にしたがって各写本の注記の対照表を作成した。

鎮国守国 神社本	高山寺本	西念寺本	観智院本
<p>①上彦 ②又章石反 ③ハビイル ④ムカフ ⑤ハビイル ⑥フム ⑦イトア ⑧フム ⑨イトモリ ⑩ムカフ ⑪ウツス ⑫チハフ</p>	<p>①音彦 ②又章 ③倍遮音 ④ハフ ⑤ハビイル ⑥フム ⑦イトア ⑧イフコト ⑨コト、モリ ⑩ムカフ ⑪ウツス ⑫ハツス ⑬チハフ</p>	<p>①上彦 ②又章石人 ③倍遮音 ④ハビイル ⑤ケフ ⑥コト、モリ ⑦ハツ ⑧イトモ ⑨ムカ ⑩ウツ爪 ⑪ハツス ⑫ルイ ⑬ヒノハフ ⑭フム</p>	<p>①上彦 ②又章石反 ③倍遮音 ④ハフ ⑤ハビイル ⑥イトモ ⑦フム ⑧イフコト ⑨イトモリ ⑩ムカフ ⑪ウツス ⑫ハツス ⑬ヨハウ</p>

本にも見えないので、西念寺本における増補であるように見える^(四)。

ところで、西念寺本の⑫「ルイ」は、「ルイ」の形であるところから異本注記であるように見えるが、資料B-55に示したように、その記載位置が曖昧であるために、一瞥しただけでは、どの記述に対する異本注記であるのか、判断しにくいところである。そこで、⑫「ルイ」が異本注記であった場合、その対象とする記述が何になるのか、以下に考察したいと思う。

さて、右に、西念寺本の⑫「ルイ」の「記載位置が曖昧」としたが、改編本系の名義抄において、異本注記を記す際には、その対象する記述との関係が直ちに理解されるように、異本注記を、対象の記述よりも小字で、対象に寄り添うように記すという工夫がなされているのが一般的であるものと思われる。

ところが、西念寺本の⑫「ルイ」については、確かに「ル」字を小字で記しているようには見えないものの、「ル」字自体は、注記の2行目と3行目の行間の、ほぼ中央に記されており、対象に寄り添うように記されることを期待する名義抄利用者の立場としては、⑫「ルイ」が付された対象を、瞬時に特定することが難しい状況にある。

異本注記の対象が曖昧になるという現象は、異本対照作業を実施した際の写本を、さらに転写した場合の写本であれば、充分にあり得るものと思われる、そうしたケースに遭遇した場合に、異本注記の対象をどのようにして特定するかと言え、異本の方が誤記でないならば、

・異本注記の周辺の記述の中から、異本注記の示す情報に基づいて記述を変更しても成立する記述を探す。

という方法が考えられる。そして、その際に、

・別の写本に異本注記が示す情報と同様の記述が見える場合には、その箇所が異本注記の対象であると推定する根拠になる。

と考えられる。

そこで、今回の場合、西念寺本の⑫「ルイ」を異本注記と考えた場合に、⑫「ルイ」の周辺の記述において、「ル」に変更しても成立する注記を探してみたところ、可能性がある対象について、次の〈a〉と〈b〉の二つの候補を考えた。

〈a〉西念寺本の⑫「ルイ」は、2行目の⑥「コト、モリ」の「リ」に対する異本注記である。

〈b〉西念寺本の⑫「ルイ」は、3行目の⑪「ハツス」の「ス」に対する異本注記である。

まず、〈a〉案の場合、

・異本注記⑫「ルイ」は、「⑥『コト、モリ』の『リ』が異本では『ル』と記されている」の意を示している。

ということになり、この場合、⑥「コト、モリ」が、西念寺本の異本では動詞の終止形『コト、モル』と記されていることになる。⑥「コト、モリ」のような、連用形もしくはその名詞化した訓であったものが、転写を経る過程において『コト、モル』のような、終止形に変更されるということは、あり得ないものではないように思われる。

しかし、これについては、表B-55-aの観智院本・高山寺本・鎮国守国神社本に『コト、モル』としている例は見えず、その点においては根拠に欠けることになる。

次に、〈b〉案の場合、

・異本注記⑫「ルイ」は、「⑪『ハツス』の『ス』が異本では『ル』と記されている」の意を示している。

ということになり、この「ハツス」を「外」の意の注記であるとする^(五)と、他動詞の⑪「ハツス」(外す)が、異本では自動詞『ハツル』(外る)と記されていることになる。こうした現象も転写の過程における変化としては、あり得ないものではないと思われる。

しかし、この場合も、表B-55-aの観智院本・高山寺本・鎮国守国神社本には、『ハツル』の例が見えず、根拠に欠けることになる。

〈a〉〈b〉ともに、あり得ないとも断言できないが、根拠に欠けるために、どちらを採用すべきであるか判断できない。

ところで、草川昇氏は、本稿の〈b〉案と同様の立場をとっておられる^(六)。

草川氏は、その根拠については示されていないが、異本注記は、対象とする記述の右側に記されるという、一般的な印象にしたがったのかもれない。

西念寺本の異本注記の記載位置については、本稿の第4章でまとめるので、ここでは詳細を述べないが、ここまでの本稿における考察の範囲内においても、西念寺本の異本注記が、対象とする記述の右側に記されるケースが多く見られたのは確かである。

しかし、西念寺本において、異本注記を、対象とする記述の左もしくは左下に付すという例がなかったというわけではない。例えば、左もしくは左下に付された明確なケースとしては、第5項目(資料B-5)、第6項目(資料B-6)、第23項目(資料B-20)など、複数の例が見られ、必ずしも、書き漏らしの際の補填作業の結果のように思えないケースであると思われる。

そして、異本注記が対象の左もしくは左下に付されるケースにおいては、注記が1行分しかない場合と、注記が複数行にわたって記されているときの最終行に対象が記されている場合に表れやすいという傾向があるように思われる。

これは、例えば、異本注記は対象とする記述の右側に記すという方針を原則としている場合においても、異本注記を記入するスペースが狭いことは、記入者において、常に問題となっていたであろうから、注記が1行分しかない場合には、その注記の左側に十分なスペースがあることや、注記が複数行ある場合の最終行であれば、細かい注意を払って行間に書き込むよりも、左側に書く方が精神的にもスペース的にも容易に書けるという誘惑に耐えられなかったということではないだろうか。

つまり、今回の、標出漢字「這」の項目のように、標出漢字に対する注記が3行にわたって記されているケースにおいて、(a)案のように2行目の⑥「コト、モリ」の「リ」字の左側に異本注記⑫「ルイ」を付すというようなことは、左側に付すケースの条件からすると、可能性が低いということになる。

これにより、草川氏のように、(b)案を採用することが妥当なように思われてくる。

しかし、ここで新たに問題となるのは、資料B-55に示したように、⑫「ルイ」は、⑪「ハツス」の「ス」字の右の上方から記されているということである。対象とする記述の「右」は可としても、右側の「上方」から記載されている異本注記⑫「ルイ」の位置は、不自然ではないだろうか。

そもそも、本来、底本において、⑫「ルイ」が⑪「ハツス」の「ス」字に対する異本注記であることがわかるように記されていた場合、転写者が底本に忠

実な転写を心がけたならば、⑫「ルイ」と「ス」字の位置関係は保存されるであろうが、現存の西念寺本の様子からは、右に述べたような問題点が存在する。ということは、⑫「ルイ」が⑪「ハツス」の「ス」字に対する異本注記であった場合、少なくともこの箇所においては、異本対照後の転写作業が底本に忠実ではなかったということになり、ある転写の段階で、⑫「ルイ」と⑪「ハツス」の位置関係に変化が生じたということになる。

そこで、草川氏にしたがって(b)案を採用した場合に、⑫「ルイ」が⑪「ハツス」の「ス」字の右上方から記される可能性について考えてみることにする。そのような状況が成立するのは、やはり、異本対照後の写本をさらに転写する作業の際の手順に起因するのではないかと思われる。

すなわち、異本対照をする際には、まず最初に底本のオリジナルの記述があり、異本と相違する記述を発見した際に、異本注記を底本に書き加えるという作業になるが、その異本注記が記された写本が、さらに転写される場合には、最後に異本注記が転写されるとは限らないのではないだろうか。

そしてまた、転写者が、異本注記の意味内容を理解して作業していれば、異本対照後の転写の際においても、異本注記とその対象との関係が不明瞭にはならないと思われる。

例えば、転写の際に、文字の大きさや文字相互の間隔が変化したことで、⑪「ハツス」の「ス」字が、底本における位置とは異なる場所に移動したとしても、⑫「ルイ」が「ス」字に対する異本注記であることを理解していれば、それとわかる位置に⑫「ルイ」も移動させるはずである。

しかし、今回、そうならないのは、転写者が⑫「ルイ」に対する異本注記としての理解がなく、目に映った文字を機械的に書き写していた可能性が考えられる。

そうした可能性が考えられるのであれば、次のような三つの手順によることで、異本注記⑫「ルイ」が、⑪「ハツス」の「ス」字の右上から記されるという状況を成立させることができると考える。

まず、2行目の注記を書く。



←

次に、異本注記⑫「ルイ」を書く。

第2段階
〔2行目〕 ⑤ケフー ⑥コト、モリ ⑦ハツ ⑧イトマ ⑨ムカ ⑫ルイ



最後に、3行目の注記を書く。

第3段階
〔2行目〕 ⑤ケフー ⑥コト、モリ ⑦ハツ ⑧イトマ ⑨ムカ ⑫ルイ
〔3行目〕 フ ⑩ウツ爪 ⑪ハツス ⑬ヒノハフ ⑭フム

転写作業の順序として、先に⑪「ハツス」が記され、後に異本注記⑫「ルイ」が転写されたのであれば、⑫「ルイ」を「ス」字の右上から書き始めるようなことはしないであろうから、実際には、⑫「ルイ」を転写した後に⑪「ハツス」を転写した可能性が考えられる。

その作業時のポイントとは、底本の注記の意味内容に意を払わないで作業が行われたという場合においても、⑫「ルイ」の記載位置は特殊であるから、第2段階における⑫「ルイ」の記載位置については、幾分、考えを巡らしたのではないかと点である。これについては、⑫「ルイ」の場所を決定する目印として、先に記した2行目の記述、恐らくは、⑥「コト、モリ」の「モ」字や「リ」字の位置を目安とすることで、底本と類似した位置に⑫「ルイ」を転記することが可能となったものと推測する。

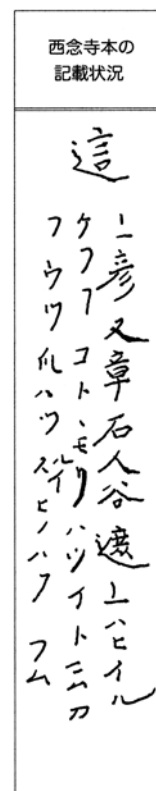
しかし、次の第3段階において、3行目の注記を転写する際には、先に記した⑫「ルイ」の位置と⑪「ハツス」の「ス」字の位置とを厳密に考慮せずに書写したために、⑫「ルイ」の記載位置と⑪「ハツス」の「ス」字の記載位置が、底本とは異なってしまう、結果として、⑫「ルイ」が「ス」字の右上方に位置することになってしまった。

以上のように考えれば、(b)案における、西念寺本の⑫「ルイ」と⑪「ハツス」の「ス」字の位置関係の問題点を説明できる。

さて、以上により、(b)案を採用することで、問題は解決されたとしてよいのではないかと考えるのであるが、ここで敢えて、もう一つの可能性について述べておきたい。

それは、西念寺本において異本注記とした⑫「ルイ」の記述自体を疑うものである。

補助資料
B-55-ウ



補助資料B-55-ウは、西念寺本の記載状況を詳しく見るために、資料B-55の西念寺本の箇所を拡大し、再掲したものである。

それにより改めて標出漢字「這」の項目の記載状況を見ると、注記の文字の大きさが不統一であったり、右払い、左払いの字画を有する文字の当該箇所が極端に大きく払われるなど、前後の文字とのバランスを欠いていたりすることに気づく。殊に、文字相互の間隔については渾沌としており、注記を分かち書きすることで得られるはずの視覚的効果を無意味にしてしまうような記され方である。

そうした不体裁の状況の中で、ここで特に問題としたいのは、注記の第3行目の記載状況である。

注記の3行目は、⑨「ムカフ」の「フ」字から書き始められているが、続く⑩「ウツ爪」を経て、⑪「ハツス」の「ハ」字までは、文字が次第に左方向へと片寄って記されている。これは、3行目冒頭の⑨「ムカフ」の「フ」字を記す際に、2行目に寄せ過ぎて行間を狭くし過ぎたことや、「フ」字を小さく書き過ぎてしまったことに起因しているように思われる。

そして、3行目を書き進めるにしたがって、次第に文字が左に片寄るようになってしまったものの、⑪「ハツス」の「ハ」字まで書き及んだときに、その異常を反省し、次の、⑪「ハツス」の「ツ」字を記すときから、今度は、行を右に寄せるように方向転換したかのように見える。

そして、ここで気がつくのは、その⑪「ハツス」の「ツ」字に近いのは、⑪「ハツス」の「ス」字よりも⑫「ルイ」の「ル」字ではないかという点である。仮に、⑪「ハツス」の「ツ」字を記したときから、行の流れを右へ進むようにと方針を変更したのであれば、「ツ」字の次の「ス」字でまた左に戻るのには、「ツ」字を右に寄せた意味がなくなりほしくないだろうか。

一方で、⑪「ハツス」の「ハ」字から「ツ」字へと右に向かう流れの延長線上には、⑫「ルイ」の「ル」字が記されていることになる。

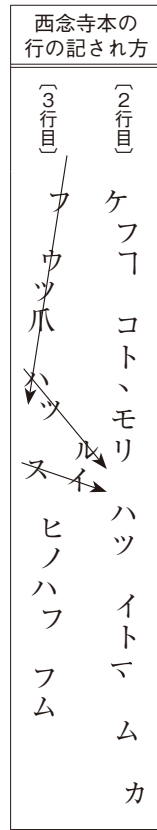
こうした3行目の転写作業時の状況を想像し、行の流れという、文字が記されていく作業の進行方向という点から見ると、⑪「ハツス」と⑫「ルイ」として理解した二つの文字列「ハ・ツ・ス」と「ル・イ」の記載がなされている箇所状況の把握の仕方として、

「ハ」↓「ツ」↓「ル」

という流れによるままとまりと、それに並走する

「ス」↓「イ」

という流れによるままとまりがあるようにも見える。



この3行目の記載状況の解釈により、今回の異本注記の問題について、次の〈c〉案が考えられることになる。

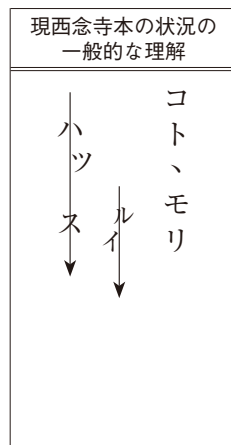
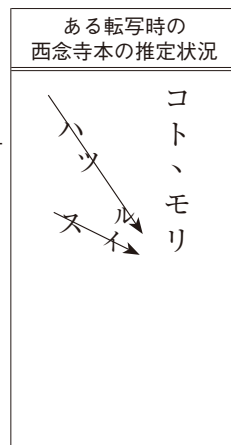
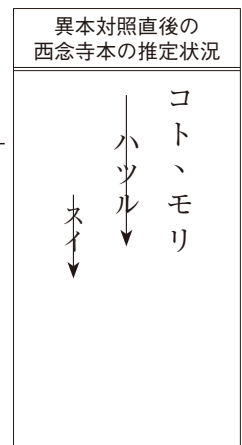
〈c〉西念寺本の異本注記は⑫「ルイ」ではなく「スイ」であり、その「スイ」に対する底本の注記は⑪「ハツス」ではなく「ハツル」である。

ゆえに、西念寺本の「スイ」は「ハツル」の「ル」字に対する異本注記であると考ええる。

そして、この〈c〉案の場合は、

・西念寺本の異本注記『スイ』は、『ハツル』の『ル』が異本では『ス』と記されている」の意を示している。

ということになり、内容的には〈b〉の逆ということになる。



異本対照直後においては、『ハツル』、『スイ』と記されていたものが、ある転写の際に、3行目を蛇行するように記してしまったことで、「ハ」「ツ」「ル」と「ス」「イ」の箇所においては、それぞれ右下に向かうように書いてしまい、それが、現西念寺本においては、⑪「ハツス」と⑫「ルイ」と記されていると誤解されるように見える状況を作り出した原因ではないかと考えた。

そのような解釈で、改めて記載状況を見直すと、⑫「ルイ」の「イ」字が「ル」字よりも左寄りに記されていることは、「イ」字が「ル」字よりも⑪「ハツス」の「ス」字に関係することを示しているようにも見える。

この、西念寺本の第十一注記を『ハツル』、そして異本注記を『スイ』と考える案に基づけば、表B-551aに示したように、観智院本・高山寺本の第十二注記が「ハツス」とあることから、西念寺本の異本注記は観智院本・高山寺本の記述と一致することになり、〈c〉案には、根拠が存在することになる。そ

して、異本対照時の西念寺本の底本に記されていた『ハツル』という記述が特異であったということになる。¹⁹⁸⁾

とすれば、(b)案と(c)案のどちらの可能性が高いと言えるであろうか。『ハツス』もしくは『ハツル』における「ツ」字の大きさに対して、「ハツス」の「ス」字も、『ハツル』の「ル」字も、「ス」字が縦長で、「ル」字が横長であるという相違はあるものの、周囲のカタカナと比較すれば、どちらも小字であることは同様で、異本注記を小字で書くという点からの差異はないと言える。「ス」字よりも「ル」字の方が距離的に「ツ」字に近いように見える点、『スイ』の「ス」字の位置が、対象と考える『ハツル』の「ル」字の左下に位置する点、異本注記を『スイ』とした場合の異本の内容が、観智院本・高山寺本と一致する点においては、(c)案の方が優位であるように思われる。

しかし、(c)案には問題点もある。一つは、3行目の末尾の¹⁹⁹⁾「ヒノハフ」、²⁰⁰⁾「フム」においては、行としての流れに目立つ混乱がないのに対して、当初は、3行目の左側に記されたはずの異本注記『スイ』の一部である「イ」字がある転写時において行が蛇行した結果、本文の3行目の行を飛び越えて、2行目に接近するという、突飛過ぎるアクセシビリティを想定する点である。もう一つは、もし、『ハツル』と『スイ』が蛇行して記されているのであれば、『ハツル』と『スイ』の各文字自体も、行の流れに沿って左に傾いて記されていて欲しいという点である。²⁰¹⁾

それらと比較すれば、(b)案で、異本注記²⁰²⁾「ルイ」の「ル」字が、対象とする²⁰³⁾「ハツス」の「ス」字の位置よりも高くなってしまふことの方が、まだ、問題が小さいように思われる。

西念寺本における書写作業の乱れからすれば、どんなアクセシビリティでも起り得るような気がするものも、致し方ないところであるが、ここでは、(b)案の方が、幾分、現実的であるように思われる。

※紙面の都合により本稿を分載致します。以下続。

注記

¹⁹⁸⁾ 資料B-54の各写本において三つの標出漢字が記されているのは、高山寺本において、異体字の関係にある三つの標出漢字をまとめて記しているのに対して、その他の写本においては、第一番目の標出漢字を第2・第3番目の標出漢字とは分けて項目立てしているためである。それにより各標出漢字に対する字体注記の記載場所に異同が生じているが、そうした異同自体は、ここでの考察に関係しない。

¹⁹⁹⁾ 資料B-54に示したように、西念寺本の注記の記載状況においては、一注記における文字相互の間隔が均一でないために、注記を分かち書きする方針が機能していないと思われる箇所が複数見られる。そのため、文字相互の間隔の広狭のみにしたがった場合、文字列のまとまりに対する理解としては、一般的には、補助資料B-54アのように区切られているように見えるのではないかと思われる。

補助資料B-54-A

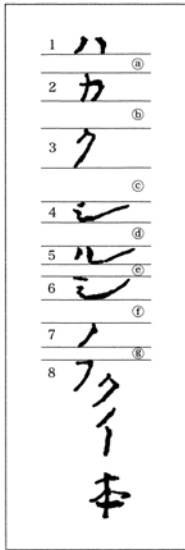
西念寺本の一例	
莫	巾人ト
コト	ナラム
ハカク	シルシ
ノフ	ノフ
	カクル
	タイ本

本稿においては、これまで、考察を開始する際には、可能な限り現況に対して事前の解釈を加えないことを方針としてきたが、今回においては、その段階から述べようとする、説明が煩雑になってしまうので、資料B-54から表B-54-aを作成するにあたり、殊に西念寺本においては、観智院本・高山寺本・鎮国守国神社本との比較により、注記の切れ目について、事前の調整を行った。但し、末尾の「シルシ ノフ」については、ここでのテーマに関わるものであり、その他の写本間でも配列順序に異同が見えるので、当初の原則にしたがい、その状況を事前調整しないこととした。

また、高山寺本の²⁰⁴⁾「コトナラ▲」の「▲」については、いわゆる三角形を記したものでなく、おそらく誤記を墨で塗りつぶしたものと思われるが、その形が特徴的で、誤記した文字の字形に影響された結果ではないかと思われるので、ここでは特に「▲」の記号で代用して記すことにしたもので、書写者が底本の記載を三角形であると認識していたと考えるものではない。

¹⁹²⁾ 資料B-54に示した各標出漢字を「逸」字に関するものと考えた理由については、資料B-54の各写本における2番目の標出漢字が、観智院本・西念寺本では右側の字画の《貞》の部分の末尾の字画が《ハ》、鎮国守国神社本では《ハ》となつては、高山寺本においては、その箇所が《儿》のようになっては、それらの字画を《兒》

補助資料B-54-イ



補助資料B-54-イは、西念寺本の「シ・ル・シ・ノ・フ」の文字列の記載状況を示すために、各文字の位置関係と字形に留意して当該箇所を拡大し、模写し直したものである。そこには⑦「シルシ」と⑧「ノフ」の前後の状況も示すために⑥「ハカク」か

の変形したものと推測することで、二番目の標出漢字は、(5)の「大漢和辞典」における「遼」字(818番)に相当するものと考えた。

(193) 表B-54-aに示したように、高山寺本の⑨「シル」、鎮国守国神社本の⑦「シル」に、直接的に対応する注記が観智院本には見えない。しかし観智院本の③「ハカクシル」については、西念寺本⑥「ハカク」、高山寺本⑦「ハカク」、鎮国守国神社本⑤「ハヤク」とあることから、観智院本の③「ハカクシル」は、本来、「ハカクシル」のように分かち書きされていたものが、転写を重ねるうちに接近し、一注記であるかのように記されてしまったものと思われ、その「シル」の部分が、高山寺本の⑨「シル」、鎮国守国神社本の⑦「シル」に対応する記述であったものと考えられる。とすると、観智院本において「ハカクシル」の順であること、高山寺本で⑦「ハカク」⑧「カクル」⑨「シル」の順であること、鎮国守国神社本においても⑤「ハヤク」⑥「カクル」⑦「シル」であることは配列順が異なることになる。この「ハ・カ・ク・シ・ル」の配列順について、観智院本と西念寺本とは同様であるように見えるが、この写本間における配列順の相違については、今後の課題とする。なお、観智院本の「ハカク」については、西念寺本⑥「ハカク」、高山寺本⑦「ハカク」としているが、これは語義の点から、鎮国守国神社本の⑤「ハヤク」が正しいのではないかと思われる。

(194) (14)の草川氏の『五本対照類聚名義抄和訓集成』では、西念寺本の「シ・ル・シ・ノ・フ」の文字列を「シル」の項目と「シノフ」の項目に分けておられる。「シノフ」の項目の高山寺本においては「シノグ」との関係も示されており、「シノグ」の項目も立てておられる。

ところで、そもそも、なぜ西念寺本の「シ・ル・シ・ノ・フ」の文字列が、⑦「シルシ」⑧「ノフ」とあるように見えてしまうのかについて、以下に一案を述べておくこととする。

ら末尾の⑨「クイ本」の状況までを示したが、「クイ本」については、「イ本」とあることと、注記が記される正規の行から右に外れていることから、その他の記述と紛れることがなく、独立した記述であることは、容易に理解されるので、以下においては、「クイ本」を除く「ハ・カ・ク・シ・ル・シ・ノ・フ」の8文字の記載状況について考えることとする。

補助資料B-54-イには、説明の便宜上、「ハ・カ・ク・シ・ル・シ・ノ・フ」の8文字に、1から8の番号を付し、各文字の間隔を示すために補助線を引き、各間隔に④から⑧の記号を付した。

さて、一般的に、注記を分かち書きする際には、注記相互の間隔が、各注記を構成する文字相互の間隔よりも広くなるように記する必要がある。

しかし、補助資料B-54-イにおいて、④から⑧の広狭を見ると、各注記相互の間隔や注記内の文字相互の間隔が整っておらず、一瞥しただけでは各注記の区切り目を理解しにくい状態であることがわかる。

目立つのは、間隔④が、相対的に最も広く取られていることである。これにより、3の「ク」と4の「シ」の間に注記としての切れ目があるのではないかとこの予測が立つことになり、これが契機になって、④⑤の間隔がやや広く見えるものの、1「ハ」、2「カ」、3「ク」の文字列が、一注記であると認識されるようになる。

一方、4の「シ」以降の文字間隔を見ると、⑥がやや広めであるところから、4の「シ」一字で独立した注記かと、一瞬迷いそうだが、その場合、5の「ル」がラ行の仮名であることで訓注記の冒頭とは考えにくいことや、一方で、①がやや広く見えるのに対して、②と③が狭く見えることで、4「シ」、5「ル」、6「シ」の3文字と、7「ノ」、8「フ」の2文字が、それぞれまとまった記述であるように見えるようになっていく。

さらに、今回においては、文字間隔の問題以外に、カタカナの字形の類似性という要素が影響しているように思われる。すなわち、補助資料B-54-イに見るように、4「シ」、5「ル」、6「シ」は、いずれも最終の字画を、右上方に長く払い上げているために、各文字の横幅が極端に広くなっている。カタカナの「シ」や「ル」を横長に書くのは、書写者の書き癖のようであるのだが、それらが3文字連続して記された後に、続く7「ノ」、8「フ」が、どちらも左下に払う縦長の字画であるという字画の類似性が、①の相対的な広さとも相俟って、「シ・ル・シ・ノ・フ」の文字列を「シ・ル・シ」と「ノ・フ」の二つのまとまりに見えるようにしてしまっていると考える。これが誤解の原因と考える。

資料B-54に示したように、西念寺本の⑤「コトナラム」から始まる2行目の注記においては、続く⑥「ハカク」の記述までに、文字間隔を広く取りすぎているように見える。

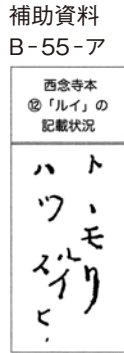
書写者としては、補助資料B-54-Iの4の「シ」までを転写した段階で、同様の文字間隔を取って行くと、残りの記述を書くスペースが不足すると考えるなどして、5の「ル」以下の文字間隔を詰めて記さざるを得なくなったのかもしれない。但し、それが現存本の書写時において発生したかどうかは不明である。

(195) 高山寺本の⑩「シノク」に付された声点の声調については、(38)の望月氏は、それぞれ(平)(上濁)と判断されているように見受けられる。

(196) 鎮国守国神社本の異本注記⑨「クイ」は、西念寺本の異本注記⑨「クイ本」と同様の内容を示していることになる。西念寺本と鎮国守国神社本の異本注記が内容的に一致する例はこれまでなかったように思われるので、「ク」字と「フ」字の字体の類似による誤記が、西念寺本と鎮国守国神社本の各周辺で発生したのは偶然の一致である可能性があるが、現在のところ不明である。今後の課題としたい。

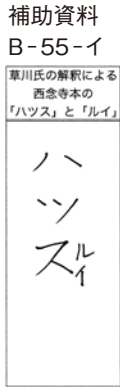
(197) 因に、表B-55-aにおける観智院本の⑫「ハツス」、西念寺本の⑪「ハツス」、高山寺本の⑫「ハツス」に相当する注記が鎮国守国神社本に見えないことについては、(128)の山本秀人氏の論考に言及がある。

(198) 補助資料B-55-Aに、西念寺本の⑫「ルイ」の記載状況を示すために、各文字の位置関係と字形に留意して当該箇所を部分的に拡大し、模写し直したものを示す。



(199) 「ハツス」の語義を推定するにあたり、「ハツル」の形へと変化が可能な動詞を探し、そこから「ハツス」は「外」の意の「はずす」ではないかと考えた。但し、標出漢字「這」の字義としては、(5)の『大漢和辞典』の「這」字(3869番)の項目に、「ハツス」または「ハツル」に相当、またはそれらに類似するものが見えない。また、(16)の『訓点語彙集成』にも「這」字に対して「ハツス」または「ハツル」と訓じた用例は見えない。

(200) (14)の草川氏の『五本対照類聚名義抄和訓集成』では、補助資料B-55-Iに示したように、この西念寺本の⑫「ルイ」を⑪「ハツス」の項目に付随させて紹介しておられ、「ス」字の右に「ルイ」と小字で記されている。



それに対して、⑥「コト、モリ」の項目には、そうした記載が見えないことから、⑫「ルイ」を⑪「ハツス」の「ス」字に対する異本注記として考えておられるものと推測する。

(201) 第17項目(資料B-15)は、異本注記を左側に付すケースにおける例外。第4章で触れる。

(202) 類似のケースとしては、第6項目(資料B-6)があった。

なお、これは、(a)の場合としても、⑫「ルイ」が、⑥「コト、モリ」の「リ」字の左上方から記されて、不自然であり、⑫「ルイ」の記載位置が曖昧に見える一因である。また、(14)の草川氏の『五本対照類聚名義抄和訓集成』では、補助資料B-55-Iに示したように、西念寺本の⑪「ハツス」に関する項目においては、「ス」字の真右に「ルイ」を記しておられ、本稿とは認識が異なるが、その点については、問題とされていないと思われる。

(203) その理由として、例えば、資料B-55に示した西念寺本の⑥「コト、モリ」、⑨「イトて」、⑨「ムカフ」、⑩「ウツ爪」などにおける、一注記内の文字相互、および注記相互の間隔の乱れが挙げられる。⑥「コト、モリ」においては、「ト」と「ム」の間隔が広すぎ、⑨「イトて」と⑨「ムカフ」においては、「て」と「ム」の間隔が狭すぎ、⑩「ウツ爪」においては「ツ」と「爪」の間隔が広すぎるために、当該箇所における分かち書きの工夫が機能せず、結果的に、各注記ごとの文字列を語として認識し、一つのまとまりとして書写していた際の作業結果とは考えにくく、むしろ、注記の意味内容を考えず、機械的に各文字を転写していたのではないかと疑いが生ずる。

(204) そもそも、2行目末尾の⑨「ムカフ」を「ムカ」まで書いて、途中でやめ、⑫「ルイ」を書いて後、3行目を書く際になって、⑨「ムカフ」の「フ」から書くなどといったことは、不自然で、いかにも機械的な行為であるが、それが、転写者が⑫「ルイ」のみならず、その他の記述に対しても、記載内容の意味までは考慮していないと考えることの証左と考える。

(205) 因に、字鏡集、字鏡鈔における「這」項目に対する注記としては、「ハツル」の例が、白河本字鏡集に2例、寛元本字鏡集に1例、天文本字鏡鈔に1例見えるが「ハツス」の例は見えない。以下に各「這」項目のカタカナ注記を紹介する(傍線筆者)。なお、字鏡集、字鏡鈔については(89)の複製本によった。

・白河本字鏡集(十九卷958頁)

ケム /
ハツル / メクル ヨハフ ハフ ムカフ ス、ム ハヒイル /
イトマ イフコト コト、モリ ハツ フム ハツル /

・寛元本字鏡集(巻七 899頁)

ケン /

ムカフ ソツス ハツ フム ハフ ヨハフ /

メクル スム イトマ ノフ ハヒコル イフコト、モリ /

ハツル

・天文本字鏡鈔(巻第六二六頁)

ケン /

ヨハフ ウツス ムカフ メクル スム イトマ ハフ /

ノフ ハツ ハヒイル イフコト コト、モリ フム ハツル

(206)

文字の傾きの点については、行が蛇行した転写の際には傾いていたものが、その後、さらに転写された際に文字の傾きのみが手直しされたと考えられなくもないが、想像を重ね過ぎるか考えた。